

【論 文】

樺太先住民に関する漁業政策

加 藤 絢 子

要 旨：ロシア帝国統治下において、樺太先住民は他のロシア帝国臣民と同様に自己の名において漁場経営を行うことが可能であった。しかし、日露戦争後の日本統治期においては、現地先住民は、公法・私法の様々な側面において本国出身者と異なる法待遇を受けることとなり、彼らの主要な生業のひとつである漁業もその影響を受けた。樺太庁は「保護政策」として先住民専用の漁場（「土人漁場」）を設置し、彼らの「漁業権」を樺太庁の管理下に置いたため、先住民はロシア帝国統治期のような漁場経営を自ら行う権利を喪失した。本稿では、日本帝国の統治初期における「土人漁場」設置に至るまでの漁業関連法の制定過程および、日本人漁業関係者、先住民の「漁業権」に関する動向に着目し、樺太先住民に対する「保護政策」としての「土人漁場」設置の背景を検討したい。

キーワード：先住民、漁業権、保護政策

1. はじめに一樺太¹における植民と先住民の漁業一

日露戦争開始直前においてサハリン島に定住していた日本人はほとんどいなかったが、日露戦争の終結とともに移住者は増加し始めた。これに対し、先住民の人口には増減がなく、ロシア人は漸次減少するという傾向にあった（樺太庁 1908: 39）。戦争終結後半年足らずで日本人は樺太の総人口の約 9 割を占めるようになった。表 1 は日露戦争後 1907 年末における樺太の人口内訳である。

表 1 1907 年末における樺太の人口内訳

	戸数	人口		
		男	女	計
日本人	4,765	11,163	7,118	18,281
外国人	89	188	81	269
「土人」	264	1107	811	1,919 ^{ママ}
計	5,118	12,458	8,011	20,469

（樺太庁『樺太要覧』隆文館、1908 年、40 コマをもとに作成）

※表中で先住民を指す「土人」という名称は現在では差別用語であるため、原本のママであるという意味で引用の括弧を付した。

日露戦争後における樺太への植民の基本的方針は、現地への定着が高く見込まれる農牧移民による開拓であり、1906 年から農業者の移住が奨励された（樺太庁 1936: 565, 569）。土地の処分については、まずコルサコフ、ウラジミロフカ、マウカで市街地への貸付けに関する規則²が制定され、その後農業・牧畜を目的とする土地の貸付について「官有土地建物貸付仮規則」が制定された（樺太庁 1936: 51）。樺太民政署は 1905 年 11 月に植民地選定のための土地調査を開始し、ルウタカ原野、鈴谷原野の大部分をまず調査した（樺太庁

1936: 60-61)。ついで翌 1906 年春にさらにルウタカ・鈴谷原野の残りの地域と、内淵、トンナイチャ、キムナイ等の原野を調査実測した。これらの原野（平野）はロシア人のかつての集落が散在しており荒地も少なくなかった（樺太庁 1936: 61）。1907 年 7 月上旬から 11 月中旬までは西海岸テヤ原野（真岡付近）からクスンナイまでの河川流域を調査し、小能登呂、クスンナイ、トーブツ、トマリオロの「海産干場土人部落」がその地域に含まれている（樺太庁 1936: 62-63）。

村落中、大泊、豊原支庁管内のものはロシア時代に開拓が進められており、トンナイチャ、オチョボカ等はアイヌ部落であった。サカエハマは幕政期に運上屋があった地域で、内淵河口と共にアイヌの部落もあった。内淵以北の東海岸に沿ってナヨロに至る間には漁場が多く、ロシア人とアイヌ人の部落が散在していたが、日本人の多くは漁期にのみ来るため永住者は少なかった。真岡支庁管内にも漁民およびアイヌその他の部落が散在するのみであった。クメコマイ、トーブツにはアイヌが多かった（樺太庁 1936: 80-82）。

1907 年に樺太庁官制が公布され、樺太行政が軍政から民政に移行すると、樺太国有土地管理規則（明治 40 年勅令第 83 号）、樺太国有土地貸付規則（樺太庁令第 35 号）が制定され、新たに土地処分がなされた。新規則の下では従来の払下制度から付与制度に重点がおかれ、とくに規定があるもののほかは競争入札にしないことになった（樺太庁 1936: 52）。新制度下でもコルサコフ、ウラジミロフカ、マウカの市街予定地や、鈴谷原野、ルウタカ原野、内淵原野の農村適地、また亜庭湾沿岸、都市近郊の開墾地が処分対象地となった（樺太庁 1936: 52）。開墾・放牧用の土地は無償で貸付けされ、事業が成功したのちに付与されることになった。農業目的の住民には、一戸ならびに農村部落付近、「既墾荒無地」の約二町歩の仮渡をし、仮渡を受けた土地で成墾の見込みがあるときは当該土地並びに農村宅地貸付願を提出してその許可を受け、開墾成功の後にはさらに付与願を提出し、土地の付与を受けることができた（樺太庁 1936: 53-55）。

当時アイヌの部落はアニワ湾 1 ケ所、東海岸 21 ケ所、西海岸 15 ケ所、中央内淵川および支流沿岸 2 ケ所、合計 39 ケ所で、そのうちの多数は、西海岸ではタラントマリ、トーブツ、クメコマイ、東海岸ではトンナイチャ、ナヨロ、オダサン、サカエハマ、中央部ではポリショイタコエ等であった（樺太庁 1936: 43）。ニヴフはさらにサハリン島中部に近くなり、東海岸幌内川沿岸、ショツトイ、ムイカ、ホイエおよび西海岸ホロチ、エルトル川沿岸、ソコタン等であった。しかも彼らは温暖の季節には河畔で漁をし、寒冷の季節には山間に穴居して獣猟をおこなうため不定住であった。ウイльтаは東海岸幌内川沿岸、ショツトイ、ムイカ、ホイエ地方で、ニヴフと同じ地帯を居住地域としていた。トナカイの牧養をおこなっているため、彼らも移動生活をおこなっていた。「トングース」および「サンダー」は共に幌内川沿岸に各一戸在住するのみであった（樺太庁 1936: 43-44）。これらの先住民の居住地域は、日本人の入植の主要地帯であるコルサコフ、ウラジミロフカ、マウカとは重ならないため、日本人の入植によって先住民の居住地域が大きく影響を受けるわけではなかった。

しかし、漁業に関連してみれば日本の樺太統治は先住民の生活環境に大きく影響を与えていた。樺太庁長官は 1908 年から先住民のために指定した漁場を管理することになったが、先住民の集住化もこの頃から始まっており、彼らは指定された漁場の近郊に居住することになった（田村 2002: 237）。集住化は全ての先住民におこなわれたわけではなく、設置さ

れた集住地から後に転居する者も少なくなかった（田村 2007b: 87, 94-95）。このような集落が 1921 年までの間に樺太の東西両海岸に 8 ヶ所設置された（田村 2007b: 87）。

日露戦争前後の樺太先住民の漁業については、田村（2007a, 2008）によって主として以下 3 点のことが明らかにされている。すなわち、①ロシア帝国下で先住民は帝国臣民として「自立的な漁業経営」を行う資格を持っていたが、日本帝国下では漁場入札からの排除とともに「土人」保護のために専用の定置漁場を設置されたために、ロシア時代に有していた他の臣民と同様の漁場経営資格から固定的に排斥され続けたこと、②日露戦争による統治国家の変更によって漁場が日本人に占有されることを恐れた先住民によって、日露双方への働きかけがあったこと、③樺太庁による土人漁場の管理は現地先住民の酋長を中間的管理者として統括されたこと、である。また田村（2010）では、「土人漁場」が先住民の保護政策のための主要な財源となっていたことや、漁業政策における「土人」の認定と先住民の法的身分に関する規則との連関から、樺太の先住民政策において「土人漁場」が大きな基盤となっていることが指摘されている。しかし、漁業仮規則制定から「土人漁場」設置にいたるまでの民政署および中央政府における法整備に関する動きについては十分には明らかになっていないとはいえず、この過程に関する政府・日本人漁業者・先住民の動向をみることにより、「保護政策」としての漁業政策の形成に至るまでの実態を分析することができるのではないかと考える。よって本稿では「漁業権」に関する法令制定の過程を先住民・日本人双方の「漁業権」に関する要望とともにみていき、樺太における先住民政策形成の歴史的背景を検討する。

2. ロシア統治下における先住民の漁場経営

2-1. ロシア統治下における漁業政策

ロシア帝国下のサハリンでは、樺太アイヌも他のロシア臣民と同様に漁場を借りることができた。田村（2008: 95）によれば、ロシア帝国から漁場を賃借していた樺太アイヌは「トチモランケ」「ムネタフネ」「バフンケ」「コスケ」の 4 名で、いずれの漁場も 1896～1900 年のあいだに開設されている。1890 年代以降、ロシアは極東地域の漁業政策において自国民を優遇する政策をとった（神長 2014: 39-47）。1899 年および 1901 年の海産業規則で「土民」に関しては、一部の税金の支払延期や居住地附近での捕獲物売買における免税、漁業者による「土民」の自家用の捕魚に対する妨害行為の禁止が規定された³。同規則では当該地に土着する者を指して「土民」としており、現地先住民のみを指しているかは不明である。しかし、日露戦争後の現地日本領事による調査によれば「土人」に対してロシア側は寛容で種々の免税があり、彼らの旧慣も変えようとしなかった⁴。以上から、先住民が土着民として他のロシア国臣民と同様に優遇されていたことや、彼らへの保護政策がとられていたことが推測される。

2-2. 日本人漁業者との関係

アイヌの生業は漁業および狩猟で、漁業では「不完全な引き網および鉤」を使用した⁵。アイヌの漁業には、①「近年」自己の名義で借りた漁場を日本人に貸し利益配当を受ける者、②日本人と共同して経営をおこなう者、③日本人漁業者に雇用される者がいた。日本人がアイヌをだますこともあったが、アイヌ人も日本人との交流により利益を得ていた。

経済力の向上のあらわれとして西海岸のアイヌの家は木造が多くなっていた。また、ニヴフは日本人漁業者と密接な関係にはなく、漁業上の利益を占めるような者はいなかった⁶。

1904年9月の薩哈噠島水産組合調査による「(二) 最近四箇年納税高明細表」によれば、アイヌの所持する漁場における納税額は「モニタフノ」「バグンケ」に関しては全漁場平均を下回るが、「コスケ」は平均を超えている(表2参照)。「租借者」はロシア政府が許可した漁場の名義主で、「営業者」は実際にその漁場の営業に従事する者を指す。ロシア政府は1899年以降に漁場優先権〔租借権カ〕の移転を許可しなくなったので、実際に営業をしていても日本人は自己の名義で借受けることができなくなり、その結果租借者と営業者が異なり、「実力は甲なる租借者よりも寧ろ乙なる営業者」であった(内山・明石 1905: 42)。ロシア人のなかでも実際に「租借者」自身が営業している漁場は「セメノフ」「ピリチ」「クラマレンコ」「スコンノフ」「プレチニョフ」の5人でこのほかは日本人に貸し付けている状態であった(内山・明石 1905: 61)。そして、これらロシア人でも、日本人漁業者の漁具や漁の方法、経営手法にのっとなって漁業をおこなっており、資本労力ともに日本人に頼っていた(権太民政署 1907: 57)。

表2 アイヌを租借者とする漁場の納入額

漁区名 (漁区番号)	租借者姓名	営業者姓名	漁業税納入額				
			1900年	1901年	1902年	1903年	4カ年平均
モイントマリ (63)	モニタフノ	大地由太郎	370,96	349,10	260,80	312,70	323,39
イタツズナイ (66)	バグンケ	佐々木平次郎	432,48	345,60	349,95	524,75	413,19
ハンドケシ (167)	コスケ	能戸豊吉	475,82	675,20	629,90	950,60	698,63
全漁場平均(納税合計額/開設漁場数)			390,66	412,40	439,26	615,56	497,80

※内山吉太、明石喜一(鴻南)『薩哈噠島占領経営論』(国立国会図書館デジタルコレクション、東海堂書店、1905年、34-41コマ)より作成。

※金額の単位はカペイカ。

※上記いずれの漁場も註として「この漁場は租借者より之を賃借す」とあり。

漁場所持者であったアイヌ4名のうち2名は漁場経営において日本人から支援を受けており、「モニタフノ」と「バグンケ」(表2「バグンケ」と同一人物と思われる。以下同)は函館の漁業家吉村清吾から資金を借りて漁業に従事した(千徳 1929: 53)⁷。アイヌと日本人漁業者との関係は権太千島交換条約以後も続いていた。日露雑居期(1855-1875)にも幕府によって「土人」支援のための「間接漁場」があったが、すぐに閉鎖されるという状況であった(権太庁長官官房 1912: 57)。交換条約後は、漁業資本家らがアイヌの漁業を援助した。千徳は、1900~01年頃から富内で当時の函館代議士佐々木平次郎が漁業自営の傍ら部落のアイヌの漁業にも援助し、このためアイヌも年々「幸福」な暮らしをしていた、と語っている(権太庁長官官房 1912: 48)。日本人に雇用された場合の給与は賃金か米など

の物品で⁸、日露雑居期は幕府がこれらの支給をおこなっていたが（樺太庁長官官房 1912: 57）、交換条約後は日本人漁業者がこれに代わったのである。漁場ではないが、シスカ付近の日本人商店ではニヅフ・ウイлтаのみを顧客として先住民がとったテンや熊の皮を買い取り、かわりに日用品を彼らに供給していた（樺太庁 1908: 213）。いっぽうで、白浦の土人総代である白川茂右衛門は、白浦や輪礼の漁場が許可されたころに樺太の「漁業王」笹野栄吉の漁場の選定に尽力した（千徳 1929: 78）。

日本人漁業者との交流はたしかにアイヌの漁業の質を向上させた。この点についてはピウスツキも「日本製型定置網」の導入によってアイヌの漁業の生産性が「著しく向上した」と指摘している。いっぽうで日本人からの漁具や食料などの賃借は「莫大な利子」によって清算されなければならなかった（ピウスツキ 2018: 176, 180）。

このように、先住民のなかでもとくに樺太アイヌらは日本人漁業者との関係が密接であり、ロシア統治下で漁場を所持していたアイヌにも日本人漁業者からの資本や漁業手法に頼る者がいた。しかし、その資本をもとに成長した「バフンケ」「ムネタ」「モエマ」（白川茂右衛門）は建網も許可され、多数の日本人を雇用できるほど成長したのであった（葛西 1927: 5）。ピウスツキは「バフンケ」「モニタフノ」「コスケ」「チシビ」の4人のアイヌ漁業者について以下のように述べている（ピウスツキ 2018: 197）。

これら4名のアイヌの懐具合は、むろん同部族の平均的家族のそれをはるかに上回る。彼らは当面、部族の中にとっぷり埋没しているものの、そこから離脱して金融貴族という特殊な階層を追及する傾向はすでに見て取れる。

樺太庁設置後に先住民に接する機会が多かった樺太庁役人の葛西や、研究対象としてアイヌに接していたピウスツキのこのような著述をみれば、ロシア統治下での漁場経営において、必ずしも「営業者」である日本人漁業者が「租借者」より実力を持っていたとはいえない。少なくとも本項で取り上げたアイヌに関しては、ロシア統治下の漁場賃借経営によって日本人漁業者と対等以上の経済力を持っていた可能性がある。彼らは資本の追及にも積極的であった。

3. 「漁業権」に関する先住民の要望

3-1. 樺太島漁業仮規則の制定

外務省は日露戦争中の陸軍のサハリン島上陸にあたり、軍の生活上の必要を除く同島における漁業の禁止を内訓（明治38年6月24日付秘密送第39号）として出していた⁹。しかし陸軍による同島南部の占領が始まると、漁業者を始め日本人の同島への渡航が相次いだため、これを取り締まるための訓令を内務省が北海道や東北地方など一部の道県に出す状況となっていた¹⁰。ところが、現地では戦争による入港制限によって現地住民の物資不足が深刻となっていた。占領地域の住民は日露戦争以前には食料や日用品の調達を日本人に頼っていた者が多かった。海上を日本軍によって制圧されているため、中立国による入港もほとんどなかった。このため現地住民からの要請に対して占領軍は、軍が保管している食料を住民に配給した。東西両海岸に居住するアイヌもまた日本人漁業者からの物資供給によって生活していたため、陸軍司令部へ救済を願い出る者も少なくなかった。しかし

軍も島北部への進軍を控えており、食料も人員も余裕はなかった。すでに南部への占領は少数の義勇兵の掃蕩を残すのみで、かつての日本人の漁場区域は安全な状態にあり、漁業禁止を解いて日本人の渡航を許可するように現地占領軍から陸軍および外務省へ要請がなされた。占領軍にとっては今後の軍政の穏便な遂行にあたって現地住民の窮乏を早急に解決する必要があった¹¹。

上記の理由から、一時的な措置として1903年度に漁業権を得ていた日本人が1905年に限って占領地における漁業を継続することができるよう、占領軍は一般に発令あるいは関係知事への内訓を出すことについて陸軍大臣に詮議するよう上申した¹²。同じ頃に漁業者や漁業関連団体、道県は樺太における漁場経営に関する提言や漁業再開の嘆願書を軍や外務省へ提出していた¹³。彼らは漁場の入札で優先されるべき者の条件としてロシア統治下のサハリン島における漁業経験と、安定した経営のための資力を付すことを要求した¹⁴。

漁業再開の必要が官民から要請される状況となり、翌月に「樺太島漁業仮規則」（明治38年8月7日陸軍省告示第15号）¹⁵が定められた。同規則では嘆願で挙げられていた漁場入札者の条件がほぼ満たされる内容となった。すなわち、漁業権の入札において漁業経験がある帝国臣民であること（第3条）が入札資格のひとつであり、さらに同規則第4条で以下に掲げる者が落札者の選定において優先された。

〔前略〕

- 一 帝国臣民にして露国官庁より一定の漁場に於て明治三十六年度の漁業の許可を受けたる者
- 二 帝国臣民にして従来露国官庁より漁業の許可を受けたる露国人の漁場を借受け漁業に関する建物其他の財産を現に該漁場に有する者
- 三 樺太島在住露国人にして従来露国官庁より漁業の許可を受け現に該漁場に於て自ら漁業を営む者但し第一号に該当する漁場につきては此の限にあらざ

上記の文言をみる限りでは、当時ロシア帝国臣民であった樺太先住民は第3号に該当するだろう。しかし、その後の漁場入札者一覧にはロシア帝国下で漁場を持っていた4人のアイヌを含め先住民とみられる者の名前は見当たらない¹⁶。同規則中で先住民に言及した条文は第16条で、「樺太島所在土人にして土人以外の者を使用せず小漁具を以て漁業を為す者には本規則を適用せず」と定められた。つまり小漁具を用いた樺太先住民のみによる漁業は、同規則に規定された入札や漁業料などの対象外となった。先住民の法的地位は日本人・ロシア人から区別されていた。

3-2. 漁場入札からの排除と「土人漁場」の設立

漁業仮規則の制定過程において先住民に関する議論は見当たらなかったが、先住民が漁場入札から排除されたことについては、山辺（1913）や葛西（1927）で述べられている。山辺安之助は樺太千島交換条約後に北海道へ移住し、その後再びサハリン島へ戻った樺太アイヌ¹⁷で、南極探検に随行したことで有名である。正確な日付の記載はないが、山辺がロシア統治下のアイヌの漁場を守るために民政署に「願書」を出したのは、1905年8月の漁場入札のころであった。民政署の役人は「土人達の願書は、後に出すがいい」と言って

「願書」を受付けなかった。ロシア統治下で漁場租借者であった内藤宗太（モニタフノ）も「土人は日本人に非ず又外国人に非ずとの理由の下に吾等の漁場権利を認められず之を公入札に附し遂に日本人の手に帰し〔後略〕」と言及している（以上、葛西 1927: 5）。

さらに、このような状況に対して先住民は軍政署や民政署に先住民のための漁場確保を願い出ている。入札に参加できず漁場を失うことに危機感を募らせた山辺はその後「軍政署の上官」に掛け合い、民政署の役人が漁場を見分することになった（山辺・金田一 1913: 139-140）。山辺は役人らに「柏濱」から「愛郎」「魯禮」「富内村」「負咲」「落帆村」などの漁場を案内した（山辺 1913: 140, 144）。山辺は「これから以来、以前露西亜時代にやっていたように、土人たちが自分の漁場に魚を捕って、居てよし、と役所から許されて、今日土人が何の不自由もない様になった」と述べている（山辺 1913: 145）。この話は山辺の著書のうち「(二) 土人漁場の確定」の項で述べられていることであるため、「今日土人が何の不自由もない様になった」というのは「土人漁場」設立を指していると考えられる。葛西によれば、漁場入札後にはウイルタ・ニヅフも含む「東西両海岸の土人酋長」15名が「結束」して樺太庁長官に面接し、先住民への建網漁業の免許を請願した。葛西は以下のように記している（山辺・金田一 1913: 8）。

其後東西両海岸の土人酋長〔中略〕相呼応結束して樺太庁長官に面接し〔中略〕土人等に建網漁業の免許を請願せり当局に於ても露領時代土人に対する保護政策を考慮し〔中略〕明治四十二年左記の如く西海岸に五ヶ所東海岸に五ヶ所の土人漁場（建網）を設定し之を土人代表者に免許する

1909年1月樺太庁長官平岡丈太郎が全島土人にニレネナイ、ニイトイ、シララカ、ロレー、オチヨボカ、タラントマリ、クメコマイ、ドーブチ、チラフナイ、ポロトマリ以上10ヶ所の漁場を先住民のために選定してこの漁場を法人の樺太優先漁業者に貸付し、その貸付料をもって先住民保護の財源とした。そのときの全島土人代表者に氏名されたのが内路の酋長ワリランアイヌ他14名の全島総代の代表であった（山辺 1913: 86）。

以上の葛西（1927）と山辺（1913）によれば、「土人漁場」は1909年1月に設置されている。そして、山辺と「土人酋長」らの働きかけがどのように「土人漁場」に影響したのかはこれらの記述のみでは定かでないが、先住民らが自己の漁業のために集団的に軍政署や樺太庁へ訴えていたことがわかる。

これらの先住民による働きかけは二つに分類され得る。まず、内藤宗太（ムネタフネ）はもともとロシア領時代に漁場を租借していたアイヌのうちの一人であり、先述したピウスツキの証言からもおそらくアイヌのなかでも際立って経済的に自立していた者であった。いっぽう山辺ら他の先住民が集団で働きかけた末にできたとされる「土人漁場」は、内藤ら4人が所持していた漁場とは別で、山辺らが日本政府に求めたのはロシア時代の先住民保護の下で形成されてきた彼らの漁場の代わりになり得る措置であったと考えられる。内藤はロシア統治下での経済的成功もあったために日本人と対等な「漁業権」を求め、それ以外のアイヌはロシア時代から継続した彼らの漁場保護を求めていたのではないか。となれば、「土人漁場」は内藤ら経済的成功を収めつつあったアイヌが政府に求めていた政策ではなかつただろう。

では、日本側はこのような先住民に対する漁業政策をどのような背景から制定していったのだろうか。次章では日本政府と日本人漁業関係者の動きをみていく。

4. 「保護政策」としての「土人漁場」設置へ

樺太漁業仮規則制定の翌年 1906 年 4 月に、樺太守備隊は陸軍省に「樺太島漁業仮規則改正要旨」を提出した。この改正要旨のなかに先住民に関する事項があった。それは、サハリン島在住の「旧土人」に対しては、入札によらずに一定の漁場において「鮭鱒及鯿漁業」を「特許」する規定を追加することであった。樺太守備隊はその理由に、小漁具だけでなく網を使用した漁業の慣例を持つ「旧土人」が「昨年の漁業処分の結果」建網を使用することができなくなったことから困窮していることを挙げ、このため「部落の共同漁場」を監督し彼らを「保護」する必要を述べた¹⁸。これが後の「土人漁場」であった。入札に参加できず同規則 16 条に該当する小漁具のみでの漁業を余儀なくされ、先住民らは困窮していったのだろう。

同年 9 月には民政署が「土人漁業の件」（民外第 79 号）を各支署長宛に出している（葛西 1927: 4）¹⁹。その内容は、来年以降の漁業仮規則の改正に際しておこなわれる「土人」の漁業に関する「特別の詮議」のための調査依頼であった。調査内容は以下のとおりである。

- 一 土人部落其戸数
- 一 土人部落は従来の如く散在せしめず可成多数を一定個所に取り纏る事の可否
- 一 其一定個所の指定及之に取り纏むべき現在部落の名称
- 一 其一定個所及其附近にして許可すべき漁業の種類並其個所に建網又は曳網を如何なる程度に許可すべきや

しかし樺太島漁業仮規則はその後改正されることはなく、樺太では樺太庁設置による民政の開始に向けて新たな法体制が進められていくことになる。

翌 1907 年 3 月 15 日に開かれた「樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律案」の衆議院委員会でも、樺太庁長官は先住民保護政策として漁場の管理を挙げている。熊谷樺太庁長官はこの特例を設けることについて、漁業法の施行にあたり漁業権を「土人」が行使できるようになると、「風俗習慣」の違いから内地法の知識に乏しい先住民はこの権利を奪われてしまうおそれがあり、このような状況に対して監督できるようにしたいという考えであった²⁰。それは先住民に対し監督法を用いて、彼らの漁業権を守るために売買譲渡を監督下におくという保護方針であり、これは北海道における「土人」保護政策と同様に、近代法の観念になじみの薄い先住民の権利を守るために、あらかじめ彼らの権利を制限するという趣旨にもとづくものである。

このアイヌの漁場保護については樺太庁だけでなく内山吉太衆議院議員からも推奨された。内山は越前出身で、日露雑居時代から樺太で遠洋漁業をしており、薩哈噠島水産組合長でもあった（内山 1905: 奥付）。樺太では、樺太千島交換条約後にサハリン全島がロシア帝国領となると、同島での日本人漁業者の立場は弱くなり、漁業権等の改善を求めて漁業関係者が日本政府へたびたび請願をしていたが（神長 2014: 49）、内山もその一人であっ

た。同帝国議会で内山は樺太庁の保護政策について、先住民が資本を蓄積する文化を持たないこと、また、悪い日本人に先住民が騙されるおそれがあることから、樺太庁の先住民政策において、信用できる人物や同じ先住民内で「物の分る者」を頭にして先住民専用の漁場を設置するという解釈をおこなった上で、これに同意していた²¹。

しかし、日露戦争中における内山の先住民の漁業権に対する見解は上記と異なっていた。内山は日露戦争が始まると、まだサハリン島への日本の進軍が始まっていない時期から『薩哈噠島占領経営論』を中央新聞記者の明石鴻南と共著で出した。この本のなかで内山はロシア人漁業者の権利を否定する傾向にあったが、先住民については、彼らの漁場経営を長期的に許可すべきと推奨した（内山 1905: 7）。内山によれば、当時、独立して自己の名義で漁場を持っていたアイヌは「河村小助」「モノタフノ」「ボクンケ」の三人であった（内山 1905: 7）。内山はこれらの先住民の漁場について「旧漁場中土人の営業せし漁場は本邦人同様に之を特許する事」「同島を収むるに当り彼等をして復び我が皇澤に浴せしむるは真に快事にして、本邦人と同様最近営業の漁場を長期特許して益す営業を奨励せんことを欲す」と、日本人漁業者と同様に漁場経営を許可すべきと提言している。その意図は、占領時の対策として先住民の通訳の懐柔や、ロシア人囚人からの襲撃に対する防備に利用するよう提言している点（内山 1905: 24）から、先住民を日本側につけ、樺太防衛の助けとすることにあったと考えられる。

1907年4月に樺太庁による民政が開始されるにあたり、漁業関連法も新しく制定されることとなった。樺太先住民に対する特例は以下のように規定された。まず、樺太には漁業法の一部が施行されることが1907（明治40）年3月31日勅令第97号で制定されたが、同勅令冒頭で漁業法第7条すなわち漁業権の相続、譲渡、共有および貸付が可能であることの規定は「土人」には適用せず、樺太庁長官が別に規定を設けることができるとされた²²。樺太漁業令（明治40年3月31日勅令第96号）では、民政署時代と同様に「土人」のみの漁業に同令を適用しないと定められた（第10条）²³。

翌1908年、樺太漁業令第9条に「樺太庁長官の指定する漁場を土人に貸付する場合に於ては第二條及第六條中副網料に関する規定を適用せず」（第9条の2）という文言が追加された（明治41年12月26日勅令第318号）²⁴。ここにおいて「樺太庁長官の指定する漁場」という文言が登場した。内務省作成の同令の改正理由は第10条の悪用例であった。第10条は先住民のみを漁業の保護対象とすることを趣旨として規定されたが、それでもなお先住民と「結託」して先住民のみによる漁業であるとみせかけ、樺太漁業令の規制から逃れようとする者がいた²⁵。ところで、内務省は「いっぽうに於ては土人保護の関係よりして其生活の資源として若干の漁場を配当し其漁業は樺太庁長官之に関与して経営せむとす」²⁶と記しており、この時点で先住民専用の漁場創設が企図されていたことが分かる。そして、「土人漁場」の経営には日本人も関与せざるを得ないため、第10条の悪用対策も含めて先住民の漁業は全て樺太漁業令の対象外にすべきと提言している。

漁業令改正の三日後に「土人の共有する漁業権貸付の件」（明治41年12月29日庁令第四十号）（樺太庁長官官房調査課1934: 215）が制定され、「土人の共有する漁業権は樺太庁長官の認可を得て之を他人に貸付することを得」とされた。葛西（1927: 6-7）によれば「土人漁場」の設立は1909年であるが、建網漁業ができず困窮していた先住民のための法改正の動きは民政署時代から続いており、1909年ようやく「土人漁場」の設立に至ったとい

える。1911 年以降の制定と思われるが、「土人漁場」の運営や利益享受者について以下の
ような規程がある（葛西 1927: 6-7）²⁷。

- 第一条 本漁業権は之を譲渡す事を得ず
- 第二条 本漁業権は樺太庁長官の職に在る者之を管理す
- 第三条 漁業権より生ずる収益金は樺太庁長官の職に在る者之を保管し其定むる処
に依り土人の生計教育衛生及救恤の費用に充つ
- 第四条 漁業を享有し且つ本漁業権より生ずる利益を享受し得べき者はアイヌ（本島
在来の者と北海道より復歸したる者を指す）ギリヤーク、オロチヨン、トン
グース、サンダー人にして自ら家長たるか又は右土人を家長とする者及土人
と土人以外の者との初期混生児として土人以外の者の家族たらざる者とす
且つ第二期以後の混生児は事実上土人の家長たるものに限る
- 第五条 混血程度に関する樺太庁長官の認定に対しては異議を申立つるを得ず
明治四十四年六月二十一日発水第三二号にて第六条以下削除

上記第 4 条における利益享受資格の認定は、保護政策の悪用を防止するために必要であ
ったと考えられる。ここではその利益享受者の認定にイエ単位概念が用いられた。すな
わち、樺太千島交換条約後に一度北海道へ渡った樺太アイヌも含めた先住民を家長とする
家の構成員である。先住民と先住民でない者との間の「混生児」については、先住民の家
の構成員である必要があった。さらにその「混生児」の子は先住民の家の家長である必要
があった。

しかし、先住民保護のための漁場が本来の趣旨に反して悪用されるという状況は、「土人
漁場」設置後も続いていたようだ。「土人漁場」は樺太庁長官によって「相当の資格」を持
つ漁業者に賃貸された（葛西 1927: 7）。先住民を管理する漁業者や商店は漁業に必要な物
資を先住民に与え、先住民の漁獲物を以てその支払いとしていたが、その精算を改ざんし
不当な利益を得ている者もいた（葛西 1927: 7-8）。また、鯨・鱒・鮭や獣皮を安価で入手
するために、日本風の生活を宣伝し日本製商品の貸付を煽ることは「漁場管理者の常用手
段」であった（葛西 1927: 8）。樺太庁もこの事態を懸念し取り締まるよう各支庁長に布達
していた（葛西 1927: 8）。このような日本人からの詐欺的行為に先住民自身も対策の必要
性を感じるようになっていた。1920 年代半ばにはニヴフやウイльтаが、「毎年」漁場や材
木運搬における労働賃金の少なさを日本人と交渉する術がないことから、豊原で教育を受
けてその知識を広めようと計画を立てる者もいた²⁸。

なお「土人漁場」の開設の経緯には先住民による要求のみでなく日本人漁業者らの要求
も関与している。1905 年の漁場入札でロシア時代の漁場所持者の優先的な落札の対象とな
らなかった「閉鎖漁場」は後の「土人漁場」につながった。閉鎖漁場はロシア時代に「紅
魚保護」のために閉鎖された漁場を指し、これらの漁場は 1905 年の入札時に調査が済んで
いなかったため入札時の「優先詮議」から外された。このためかつて閉鎖漁場を所持して
いた日本人漁業者は 1908 年に帝国議會へ請願書を提出し、衆議院の請願委員会でこの請願
が認められた結果、閉鎖漁場を「土人漁場」とし、樺太庁長官の管理のもと漁業家に貸付
けることとなった。その結果閉鎖漁場関係者の笹野栄吉や山本巳之助ほか 22 名が「土人漁

場」の経営を任された。これらの関係者は後に樺太物産株式会社を組織し、この会社をもって「土人漁場」の経営に当たるようになった。『樺太と漁業』ではこの閉鎖漁場の件をもって「土人漁場開設の由来」としている（以上、樺太定置漁業水産組合 1931:110-111）²⁹。

5. おわりに

樺太庁の「土人漁場」設置までの動きと閉鎖漁場関係者の動きを併せてみれば、樺太民政署が先住民の集住とそこで許可すべき漁業について調査依頼を各支署に出したのが1906年9月、帝国議会で樺太庁長官が先住民保護のための漁場管理を発言したのが1907年3月、閉鎖漁場関係者が帝国議会に閉鎖漁場の下付を請願したのが1908年3月である。以上から1908年の閉鎖漁場関係者らの請願がそれ以前にあった樺太先住民の保護のための漁場管理政策と何らかのかたちで結びつき、樺太庁長官管理の下で経営を委託された閉鎖漁場関係者による「土人漁場」設置が実現したのではないかと考えられる。

樺太庁による先住民の漁場管理は、軍政期から樺太庁の設置にいたるまで続く先住民による窮状の訴えによって、先住民の漁業を日本人漁業者から「保護」するために実施された。そして先住民専用の漁場設置以降も、保護政策の悪用による弊害を防止するために関連法や規則等の改正が進められた。日本政府に「保護」を求めた先住民がいた一方で、保護政策によって内地人と対等な権利が与えられないことに不満を訴える先住民もいた。すでに日本の軍政期に、ロシア統治期に漁場を所持していたアイヌが漁場入札を申し出ていたことから、「土人漁場」設置後も自身の手で漁場を経営したいという要求があったことが推測される。ロシア帝国統治期に内地人と同規模の漁業経営をおこなっていた樺太アイヌの子孫とみられる川村三郎は、旧土人保護法の改正が北海道アイヌによって叫ばれていた頃と同時期に、保護によらないアイヌの経済的自立を求めて日本国籍付与を訴える活動をしていた³⁰。「保護政策」としての「土人漁場」設置後も、「漁業権」に求める内実は個々の先住民の立場や日本人社会との接触を経て変化し続けていたといえる。

注

- 1 本稿ではサハリン島全体を指す場合は「サハリン」、日本統治下の領域を指す場合は「樺太」という呼称を用いる。
- 2 1905年9月3日コルサコフ支署令第一号土地使用規則、同年10月7日ウラジミロフカ支署令第二号土地使用規則、および翌1906年4月10日民政署令第12号マウカ市街予定地使用仮規則等。
- 3 黒龍江沿道総督府管内海産業仮規則（1899年11月1日黒龍江沿道総督代理陸軍中将ペネフスキー認可）6条、17条、28条、黒龍江沿道総督府管内海産業仮規則（1901年11月29日総督代理陸軍中将ペネフスキー認可）6条、16条、以上JACAR Ref. B11091819900、17. 薩島漁業に関する野村領事意見書 明治三十七年十二月／分割2、58-63 画像目。
- 4 同上、13 画像目。
- 5 アイヌが建網・引網を習得したのは「栖原時代」に日本人漁業者に雇用されてからであった（葛西 1927: 4）。
- 6 以上、JACAR Ref. B11091819900、17. 薩島漁業に関する野村良治意見書 明治三十七年十二月／分割2、13-14 画像目。
- 7 「当時アイヌの漁業として全盛なもので有た他に東海岸に有りては、アイハマ現相浜の土人、トチムランケが榮浜と内淵間に二ヶ所の漁場を露政庁より許可されたので有る当時盛大なもので有つた」。
- 8 JACAR Ref. B11091819900、17. 薩島漁業に関する野村良治意見書 明治三十七年十二月／分割2、13 画像目。

- 9 JACAR Ref.B11091867400、「樺太島ニ於ケル漁業渡航者取締一件附野村領事立案ニ係ル薩哈噠島漁業規則案、日露戦役中、露領ニ於ケル漁業取締並漁船漁民遭難一件」第一巻（B-3-5-8-89_001）（外務省外交史料館）51 画像目。「訓第 608 号」1905 年 7 月 18 日に内務大臣芳川顕正から北海道および福井、石川、富山、新潟、山形、秋田、青森、岩手、宮城、和歌山各県の長官に宛てて、渡航企図者への取締りが喚起された。
- 10 同上、51 画像目。
- 11 同上、60 画像目。
- 12 同上、60 画像目。
- 13 同上、53-54 画像目。
- 14 同上、53 画像目。
- 15 『官報』（国立国会図書館デジタルコレクション）1905 年 8 月 7 日、2 号、2-3 コマ。
- 16 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C03020440300、明治 39 年「満密大日記 自 1 月至 4 月」（防衛省防衛研究所）、「鮭、鱒、鯡漁業入札開札結果一覧表」66-74 画像目。
- 17 田村将人は、樺太アイヌの国籍や日露との関係性を考慮するうえで、樺太千島交換条約後に北海道へ移住した樺太アイヌを「復帰グループ」、交換条約後もサハリン島に残留した樺太アイヌを「残留グループ」と呼んでいる。
- 18 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B09072658100、日露戦役ニ関スル樺太漁場ニ於ケル露国人ノ損害要償一件 第一巻（5-2-17-0-12_001）（外務省外交史料館）、15-17 画像目。
- 19 発令の日付は空白となっているため不明。
- 20 「第 23 回帝国議会衆議院 樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律案委員会議録（筆記速記）第 1 回」1907 年 3 月 15 日、2 頁。「第 23 回帝国議会貴族院 樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律案特別委員会議事速記録第 1 号」、1907 年 3 月 23 日、1 頁。
- 21 第 23 回帝国議会衆議院「樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル立法案委員会議録（速記）」第 1 回、1907 年 3 月 15 日 4 頁。
- 22 「漁業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件」『官報』1907 年 3 月 31 日、2 コマ。
- 23 「樺太漁業令」『官報』1907 年 3 月 31 日、2 コマ。
- 24 「樺太漁業令中左ノ通改正ス」（明治 41 年 12 月 26 日勅令第 318 号）『官報』1908 年 12 月 28 日、1 コマ。
- 25 「漁業令中ヲ改正ス」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A15113692800、類 01063100、国立公文書館、7-8 画像目。
- 26 同上。
- 27 条文のみの記載で年月日や規程名は不明。
- 28 「樺太スケッチ 四 教育を求める土人の目覚め 日本人にも張合ふ ギリヤーク人たち 大泊にて 尾坂特派員」東京朝日新聞 1925 年 8 月 9 日 2 面。アイヌ以外の先住民の教育所が設置されるのは 1930 年である。
- 29 なお、1908 年の帝国議会衆議院請願委員会で土人漁場下付を求める請願を確認できるが、特別委員会に付して採択されることしか決定しておらず、それ以降の経緯で閉鎖漁場が「土人漁場」となったことまでは定かではない（「樺太島閉鎖漁場下付に関する請願」「第 24 回請願委員会第六分科第 7 号」1906 年 3 月 18 日、54-59 頁）。
- 30 「アイヌの叫び 漁場を与へよとは 呆れ果てたる嚙言 多蘭泊川村君の運動に対し 樺太庁当局大いに憤慨」『樺太日日新聞』1932 年 9 月 16 日、3 面。

引用文献

内山吉太、明石喜一（鴻南）

1905『薩哈噠島占領経営論』（国立国会図書館デジタルコレクション）、東海堂書店、東京。
葛西猛千代

1927『樺太土人研究資料』（筑波大学附属図書館所蔵）、出版社・出版地不明。

神長英輔

2014『「北洋」の誕生——場と人と物語』成文社、東京。

樺太庁

1908『樺太要覧』（国立国会図書館デジタルコレクション）、隆文館、東京。

- 1936『樺太庁施政三十年史』1974年復刻版、原書房、東京。
樺太庁長官官房（編）
- 1912『樺太施政沿革』（国立国会図書館デジタルコレクション）後篇・維新以後、脇田嘉一、東京。
樺太庁長官官房調査課（編）
- 1934『樺太庁法規』下巻（国立国会図書館デジタルコレクション）、樺太印刷、樺太。
樺太定置漁業水産組合（編）
- 1931『樺太と漁業』（国立国会図書館デジタルコレクション）樺太定置漁業水産組合、樺太。
樺太民政署
- 1907『樺太南部水産予察調査報告』（国立国会図書館デジタルコレクション）、河本総之助、東京。
千徳太郎治
- 1929『樺太アイヌ叢話全』市光堂、東京（河野本道選『アイヌ史資料集』第6巻、北海道出版企画センター、1980年所収）。
- 田村将人
- 2002「樺太庁による樺太アイヌの集住化」『千葉大学ユーラシア言語文化論集』5:224-229.
- 2007a「温存された首長の役割—樺太庁が任命した樺太アイヌの『土人部落総代』について」『北海道・東北史研究』4:36-53.
- 2007b「白浜における集住政策の意図と樺太アイヌの反応」『北海道開拓記念館研究紀要』35:87-100.
- 2008「日露戦争前後における樺太アイヌと漁業の可能性」『北方の資源をめぐる先住者と移住者の近現代史—2005-07年度調査報告—』北海道開拓記念館、札幌、91-108.
- 2010「樺太庁による「土人漁場」を中心とした先住民政策の概要」『北方の資源をめぐる先住者と移住者の近現代史』、北海道開拓記念館、札幌、69-78.
- ピウスツキ・プロニスワフ
- 2018 井上紘一（訳編・解説）、高倉浩樹（監修）『プロニスワフ・ピウスツキのサハリン民族誌—二十世紀初め前後のエンチウ・ニヴフ・ウイルタ—』東北大学東北アジア研究センター、仙台。
- 山辺安之助、金田一京助（編）
- 1913『あいぬ物語』博文館、東京（河野本道選『アイヌ史資料集』第6巻、北海道出版企画センター、1980年所収）。

なお、帝国議会議事速記録および官報については国立国会図書館「帝国議会議録検索システム」より閲覧した（<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>）。アジア歴史資料センターの資料および新聞記事については脚注に示した。

（かとう・あやこ／九州大学大学院比較社会文化研究院）